

○池田町元気なまちづくり事業補助金 交付要綱

平成18年1月1日

池田町告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民と行政が一体となって協働の地域づくりを推進するため、町民自らが地域に関心を持ち、その地域の特色を活かした自主的な事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会
- (2) NPO法人又は5人以上の町民により構成されていて主に町内で活動している団体
ただし、対象事業等はまちづくり事業のみとする

(対象事業等)

第3条 補助対象事業等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) まちづくり事業 地域振興や活性化のために自主的、主体的に取り組む事業
- (2) 建設資材支給事業 自主的に整備若しくは補修する道路、水路等にかかる資材等に要する経費

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は単年度とし、同一事業への補助金交付は3年を限度とする。ただし、第3条第1項第2号はこの限りではない。

(補助金等)

第5条 補助金の交付額は事業に要する経費のうち1事業当たり30万円を限度とし、年1回交付する。ただし、事業費のうち飲食費及び人件費、原則として備品購入費は除く。

- 2 自治会が集落センター等集会施設で使用するための机や椅子の購入費は、前項の規定に関わらず、1回に限り50万円を限度として補助対象とする。ただし、経費の3分の2以内とする。なお、第3条第1項第1号の補助とは重複することはできない。
- 3 前2項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- 4 補助金の申請は、第3条第1項第1号及び第2号についてそれぞれ年度内1回かつ1事業とする。
- 5 第3条第1項第1号の事業は原則として新規事業とする。

(補助対象除外事業)

第6条 次の各号に掲げる事項は補助事業の対象としない。

- (1) 営利を目的とした収益事業
- (2) 宗教的・政治的な催し
- (3) 他の補助制度等の助成対象となっている事業
- (4) その他、この補助事業の趣旨に反するもの

(補助金の申請)

第7条 補助金を受けようとする交付対象者は、補助金交付(変更)申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 町長は補助金交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)、第3条第1項第2号にあっては実施委託書(様式第3号)をそれぞれ当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 交付決定後または実施委託書交付後に事業内容を変更しようとする者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は速やかに補助金交付(変更)申請書(様式第1号)により町長の承認を得るものとする。

(1) 補助対象経費の10分の2以上の変更

(2) 補助対象事業の実施内容及び実施箇所、その他事業内容の重大な変更
(補助事業の中止)

第10条 交付決定後または実施委託書交付後に事業を中止しようとする者は、中止届(様式第4号)により町長の承認を得るものとする。

2 中止が事業の中途の場合でも、それまでに要した費用に対する補助金は交付しないものとする。

(補助金の概算払い)

第11条 補助金の交付決定を受けた者または実施委託書の交付を受けた者で補助金の概算払いを受けようとする者は、補助金交付概算払請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該事業の内容を精査し、適当と認められた場合は交付決定額の範囲内で概算払いすることができる。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者または実施委託書の交付を受けた者は、事業完了後速やかに実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えてそれぞれ町長に提出しなければならない。

(交付確定)

第13条 町長は提出のあった報告書を審査し、補助金交付決定条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付確定通知書(様式第6号)により速やかに交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 町長は前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(調査・報告)

第15条 町長は必要に応じ、補助金の交付を受けた者の経過及び成果等について調査をし、又は報告を求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

○池田町元気なまちづくり事業補助金 実施要領

平成18年8月1日

池田町告示第35号

(趣旨)

第1条 この実施要領は、池田町元気なまちづくり事業補助金交付要綱（平成18年池田町告示第1号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 対象事業等の取り扱いは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 寺社と宗教 神社祭り等宗教的な催しは補助対象外とする。伝統文化や文化遺産などへ本事業を導入するにあたっては宗教色が出ない配慮が必要となる。
- (2) 備品購入費 事業の目的達成上必要と認められる備品は補助対象とする。ただし交付対象者の備品整備を目的とする事業のための費用は補助対象外とする。
- (3) 視察研修等の町マイクロバス使用 元気なまちづくり事業は自治会が自主的に取り組む事業のため、池田町マイクロバス使用管理規程（昭和53年池田町訓令第2号）第2条に該当せず町マイクロバスは使用できない。ただし元気なまちづくり事業実施における目的達成のために自治会で行う視察研修等のバス借り上げ費用は補助対象とする。
- (4) 飲食費 飲食費は補助対象外とする。
- (5) 人件費 講師謝礼や重機オペレーター費用、業者等への作業委託料等は補助対象とする。ただし交付対象者の労務の対価としての日当等の人件費は補助対象外とする。
- (6) 建設資材支給事業 対象となる事業は町が管理すべき道路や水路等に限定し、個人地や自治会集会施設、集会施設用地等の整備は除く。

(審査会)

第3条 申請事業についての審査会は、池田町総合計画企画会の組織をもってあてる。
なお、必要に応じて自治会関係者及び自治会パートナーの出席を求めることができる。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

様式第1号

池田町元気なまちづくり事業 補助金交付（変更）申請書

年 月 日

池田町長 様

申請者団体名

申請者住所

申請者氏名

印

電話番号

次のとおり、 年度池田町元気なまちづくり事業補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付（変更）申請額 _____, 000 円

2 添付書類

事業の内容のわかる資料、見積書、設計図面、位置図、着工前写真等必要書類
(自治会以外は団体規約、構成員名簿も添付)

年度 池田町元気なまちづくり事業計画書

申請団体名		事業区分 (該当を○で囲む) ①まちづくり事業 ②建設資材支給事業	
1 事 業 内 容	(1) 事業名		
	(2) 事業概要及び目的		
	(3) 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
2 事 業 費	当年度事業費	円 a (b+c)	
	補助対象事業費	円 (b)	
	補助対象外事業費	円 (c)	
3 財 源 内 訳	(1) 町補助金	, 000 円	合計 円 (a と一致)
	(2) 自己資金	円	
	(3) その他	円	
4 事 業 費 の 内 訳	項 目	金 額 (円)	内 容
	合 計		(a と一致)

※添付書類

- ・事業の内容のわかる資料・見積書・設計図面・位置図・着工前写真等
- ・自治会以外は団体規約と構成員名簿も添付

池田町元気なまちづくり事業 中止届

年 月 日

池田町長 様

申請者名

申請者住所

申請者氏名

印

電話番号

年 月 日に申請した池田町元気なまちづくり事業を、下記理由により中止
したいので承認してください。

記

1 事業中止に至った経過および内容

2 今までに要した費用内訳(原則として補助金は交付しない)

3 その他

池田町元気なまちづくり事業 実績報告書

年 月 日

池田町長 様

申請者名

申請者住所

申請者氏名

印

電話番号

年 月 日付 第 号で（補助金交付決定・事業実施委託）のあった、池田町元気なまちづくり事業が終了しましたので関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- ・事業の内容のわかる資料
- ・領収書等事業費の支出内容の分かる書類の写し
- ・事業実施が確認できる写真2枚（資材支給事業は着工前と工事中、竣工写真各2枚）
- ・その他事業の成果が分かる資料等、必要書類

年度 池田町元気なまちづくり事業実績報告書

団体名		事業区分 (該当を○で囲む) ①まちづくり事業 ②建設資材支給事業	
1 事 業 内 容	(1) 事業名		
	(2) 実施内容及び効果		
	(3) 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
2 事 業 費	当年度事業費	円 a (b+c)	
	補助対象事業費	円 (b)	
	補助対象外事業費	円 (c)	
3 財 源 内 訳	(1) 町補助金	, 000 円	
	(2) 自己資金	円	
	(3) その他	円	
		合計 円 (a と一致)	
4 事 業 費 の 内 訳	項 目	金 額 (円)	内 容
		合 計	

- ※添付書類 ・ 事業の内容のわかる資料 ・ 領収書等事業費の支出内容の分かる書類の写し
- ・ 事業実施が確認できる写真2枚 (資材支給事業は着工前と工事中、竣工写真各2枚)
 - ・ その他事業の成果が分かる資料

池田町元気なまちづくり事業 補助金交付（概算払・精算払）請求書

年 月 日

池田町長 様

申請者名

申請者住所

申請者氏名

印

電話番号

年 月 日付で交付（決定・確定）のあった、池田町元気なまちづくり事業補助金を次のとおり請求します。

記

補助金交付（決定・確定）額	, 0 0 0 円
既 受 領 額	, 0 0 0 円
今 回 請 求 額	, 0 0 0 円

振込み先口座

金融 機関名	銀行	支店	ふりがな	
	信金	支店	口座名義	
	農協	支所	口座番号	

検収年月日	検収印
H . .	